

市政情報

講座・教室・イベント

募集・求人

健康

高齢者・福祉

ウォーキング

子育て

図書館

相談

市民情報
(伝言板・文書)

児童扶養手当
児童扶養手当は、母子家庭又は父子家庭、若しくは主として生計を維持する養育者に支給される手当です。
申請に必要なもの 死亡を証明する

子育て

指定医療機関と自己負担額

指定医療機関	自己負担額	
	1日人間ドック	1日併診ドック
市民病院 ☎24-6111	12,000円	各医療機関の検査料から40,000円を差し引いた額(医療機関によって検査料・検査項目が異なります)
東松山医師会病院 ☎25-0232		〈例〉1日併診ドック検査料70,400円の場合
埼玉成恵会病院 ☎23-0277		検査費用 70,400円
シャローム病院(1日人間ドックのみ) ☎25-2979		市助成金 40,000円
武蔵嵐山病院 ☎81-6879		自己負担額 30,400円

持 国民健康保険被保険者証又は後期高齢者医療被保険者証

区分	変更前 (令和4年3月分まで)		変更後 (令和4年4月分から)	
	本体額	全部支給	43,160円	全部支給
算第2子加	一部支給	43,150円~10,180円	一部支給	43,060円~10,160円(-90円~-20円)
	全部支給	10,190円	全部支給	10,170円(-20円)
降第3子以	一部支給	10,180円~5,100円	一部支給	10,160円~5,090円(-20円~-10円)
	全部支給	6,110円	全部支給	6,100円(-10円)
算降加算額	一部支給	6,100円~3,060円	一部支給	6,090円~3,050円(-10円)

の児童扶養手当(月額)は、次のとおり変更となりました。

遺児手当
市内在住で、父母又はそのいづれかを死亡により失った義務教育修了前の児童を扶養している人
支給額 児童1人につき月額3千円
※年3回、7月(4~7月分)、11月(8~11月分)、3月(12~3月分)に支払われます。

利用者負担額(保育料)納付
市内認可保育園(公立・私立)、市外認可保育園(私立)の保育料は、納期限までにお支払いください。

対象	納期限
・4月分保育料と延長保育料 ・3月分一時保育料と短時間保育料	5月2日(月)

利用者負担額(保育料)納付
口座振替の場合は、各納期限日は前日までに残高をご確認ください。

対象	納期限
・5月分保育料と延長保育料 ・4月分一時保育料と短時間保育料	5月31日(火)
・6月分保育料と延長保育料 ・5月分一時保育料と短時間保育料	6月30日(木)

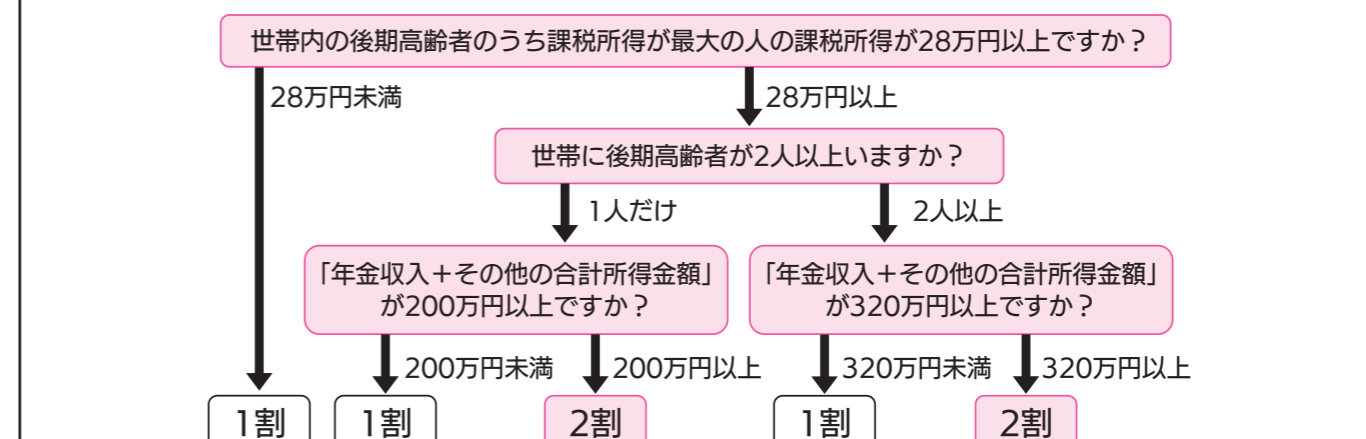
親子で遊ぼう会 5月
■保育園 1歳児サークル
日 10・17・24・31日(火)午前10時~11時 ※31日(火)はオンライン
場 まつやま保育園
対 市内在住の1歳児と保護者
定 親子5組(申込順)
内 手遊び、リズム遊び、おもちゃ作りなど
申 4月4日(月)午前9時30分から電話でまつやま保育園へ。
■体育館
日・場 12日(木)市民体育館、19日(木)唐子地区体育館、26日(木)南地区体育館
受付 午前10時
時間 午前10時15分~11時15分
対 0歳~未就学児と保護者
内 手遊び、リズム遊び、かぶと製作、ペープサート(紙人形劇)、写真コーナー
持 体育館履き
申 当日受付
■支援センター室・園庭開放
日 毎週月・水・金曜日(4日は除く) 午前9時~正午、午後2時30分~4時30分
場 まつやま保育園
対 市内在住の保育施設(幼稚園も含む)に通園していない未就学児と保護者
申 当日受付(駐車場なし)
問 まつやま保育園 ☎22-1194 ☎22-7904

いきいき生活教室
日 5月11日・25日、6月8日(水)午前10時~11時30分(2回目のみ正午まで)
場 大岡市民活動センター
対 市内在住の65歳以上の人
定 20人(申込順)
内 健康寿命を延ばすために自宅で実践できる運動・栄養・口腔ケアを学ぶ。
費 400円(食材費等)
申・問 5月2日(月)までに直接、電話又はFAXで総合福祉エリアへ。
☎ 22-5561 ☎ 25-13305

1日人間ドック・1日併診ドックの助成
対 国民健康保険の被保険者で、満30歳以上かつ国民健康保険税の滞納がない人
・後期高齢者医療制度の被保険者で、後期高齢者医療保険料の滞納がない人
助成対象 1日人間ドック又は1日併診ドックのいずれかを対象とし、年度1回の助成となります。
助成対象外 ・指定医療機関以外での検査や、宿泊を伴う検査
・脳ドックのみの受検
・受検後の申請
助成申請 事前に指定医療機関へ予約し、保険年金課へ。

後期高齢者医療制度の窓口負担割合が変わります

令和4年10月1日から、一定以上の所得のある人は、現役並み所得者(窓口負担割合3割)を除き、医療費の窓口負担割合が2割となります。新しい負担割合の被保険者証は、令和4年9月ごろに発送します。
窓口負担割合2割の対象となるかどうかの主な判定の流れ
令和3年中の課税所得や年金収入等をもとに、世帯単位で判定します。



※「課税所得」とは、収入から給与所得控除や公的年金等控除、所得控除(基礎控除や社会保険料控除等)を差し引いた後の金額です。
※「年金収入」には遺族年金や障害年金は含みません。
※「その他の合計所得金額」とは、事業収入や給与収入から、必要経費や給与所得控除を差し引いた後の金額です。

窓口負担割合が2割となる人への負担を抑える配慮措置
令和4年10月1日から令和7年9月30日までの3年間は、2割負担となる人の急激な自己負担額増加を抑えるため、外来医療の自己負担増加額の上限が1か月あたり3,000円となります(入院の医療費は対象外)。上限を超えて支払った金額は、高額療養費として、事前に登録されている高額療養費の口座へ後日払い戻します。

【配慮措置が適用される場合の計算方法】
例：1か月の医療費全体額(外来分のみ)が50,000円の場合

①自己負担1割のときの窓口負担額	5,000円
②自己負担2割になったときの窓口負担額	10,000円
③2割負担になったことによる負担増加額(②-①)	5,000円
④窓口負担増加額の上限	3,000円
払い戻し(③-④)	2,000円

問 保険年金課 ☎63-5004 ☎23-0076